

意見書

平成30年10月3日

小郡市政治倫理審査会

平成30年度 小郡市政治倫理審査会 意見書

1. 小郡市政治倫理審査会の経過

当審査会は、小郡市政治倫理条例（平成18年小郡市条例第20号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、平成30年8月2日付で市長から求めがあった市長、副市長、教育長（以下「市長等」という。）及び市議会議員（平成30年5月13日付にて任期満了となり、退任した者を含む。以下「議員」という。）の資産等報告書の審査について、次のとおり慎重な審査を行いました。

- （1）第1回（平成30年 8月 2日）
 - ①経過報告及び審査依頼
 - ②資産等報告書の審査
- （2）第2回（平成30年 8月31日）
 - ①資産等報告書の審査
- （3）第3回（平成30年10月 3日）
 - ①審査会意見書の作成・提出

2. 審査の概要

・小郡市政治倫理審査会での審査について

平成18年3月に新たに制定された条例施行後も、必要に応じて条例改正が行われており、平成29年12月には、当審査会の意見書において要請しておりました「第5条の改正（任期満了により退任した者の資産等報告書提出の義務化）」も行われ、市における政治倫理の確立に向けた例規の整備が図られています。

条例施行から13年目を迎えており、今回は市長等及び議員全27名の資産等報告書の審査を行いました。

3. 小郡市政治倫理審査会の意見

条例は、「公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」ものであり（条例第1条）、当審査会は、「資産等報告書の審査その他の政治倫理確立のために必要な事項の調査等の処理を行うため」置かれたものです（条例第7条）。そして、審査会は、「資産等報告書を審査し、意見書を市長に提出すること」等の職務を行います（条例第8条）。

当審査会は、平成30年度資産等報告書の審査の結果に基づき下記のとおり意見を述べます。

・資産等報告書の内容について

今回提出された資産等報告書については、内容の不備等が散見されましたが、その後の補正等で修正がなされ、その他特段の疑義は見当たりませんでした。

4. 小郡市政治倫理審査会からの要請

・資産等報告書の提出方法の改善について

当審査会は、資産等報告書の審査において、資産等報告書の記載内容（記入誤り、記載漏れ等）の確認と前年度報告との比較対照に重点を置いた審査を実施しています。事務局は、当該審査に必要な資料として、①「本年度の資産等報告書の写し」、②「前年度の資産等報告書の写し」、③「補充報告書の写し」（以下「審査会資料」という。）を委員7名分準備しております。特に本年度は、市議会議員の改選があり、審査対象者が27名と例年よりも多いため、準備した審査会資料も相当数の枚数となっています。

当審査会の委員としては、3種類の審査会資料を見比べながら審査する必要があるため、複雑な資料の状況下で審査をしなければならず、資産等報告書の実質的な内容の審査以外の部分で時間を要している状況です。

以上のことから、事務の省力化と印刷経費の削減、特により精度の高い資産等報告書の審査を図る観点から、資産等報告書の提出にあたり、電子データの活用を促進し、ワード・エクセルデータでの提出を可能とすることで、提出者・当審査会双方の負担軽減を図り、さらに前年度報告との比較対照を容易に実施できるように、資産等報告書の様式に前年度との変更箇所のチェック欄等を設けるなどの様式改定を要請します。

平成30年10月 3日

小郡市政治倫理審査会